

私たちのまちは私たちで決める



小郡市長選挙の投票は
4月21日(日)／午前7時～午後8時です

投票区	投票所	行政区
小郡第1	小郡小学校体育館	東町、上町、中町、下町、新町、駅前、開1
小郡第2	シルバー人材センター	開2、寺福童、西福童、東福童
小郡第3	人権教育啓発センター	大崎、小板井1、小板井2
大原第1	大原小学校体育館	大板井1、大板井2、大保
大原第2	大原中学校体育館	中央1、中央2、緑、中学前
東野	東野小学校体育館	大原、東野、西島、大保原
三国第1	三国校区公民館(ふれあい館三国)	横隈、力武、新島、古賀(三国が丘1丁目除く)、三沢(荻又地区除く)
三国第2	小郡高校セミナーハウス	津古、みくに野団地、古賀(三国が丘1丁目)
三国第3	のぞみが丘小学校体育館	希みが丘、美鈴が丘、三沢(荻又地区)
三国第4	三国が丘公民館	三国が丘1、三国が丘2
立石	立石校区公民館(くろつち会館)	立石小学校区全域
御原	御原校区公民館	御原小学校区全域
味坂	味坂校区公民館	味坂小学校区全域

※投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。
投票所入場券(はがき)に記載されている投票所を確認し、投票にお越しください。

■期日前投票

投票日の当日に仕事や旅行、入院などで投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

- 期間 4月15日(月)～20日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 市役所北別館1階中会議室
- 持参するもの 入場券または入場券が届いていない場合は、本人と確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)



■投票できる人

投票できる人は、次の要件に該当する人です。

- ①年齢が満20歳以上の人(平成5年4月22日までに生まれた人)
 - ②平成25年1月13日以前から引き続き小郡市の住民基本台帳に記載されている人(転入した人は、平成25年1月13日までに転入届出をした人)
- ※投票日までに市外へ転出した人は、投票できません。

■投票所入場券(はがき)

投票所入場券は、個人ごとに郵送します。投票には自分の投票所入場券をお持ちください。入場券を紛失した場合などでも選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所の係員に申し出てください。
※平成25年4月10日以降に市内間の転居届を出した人は、前の住所地の投票所での投票となりますので、投票所入場券の投票場所を確かめて投票してください。